

## 3. 使用者賠償責任保険のご案内



### 使用者賠償責任保険とは……

我が国の労働災害をみますと、業務上災害における死傷者数は依然として高い水準で推移し、労働災害に関する訴訟の件数は毎年増加しています。

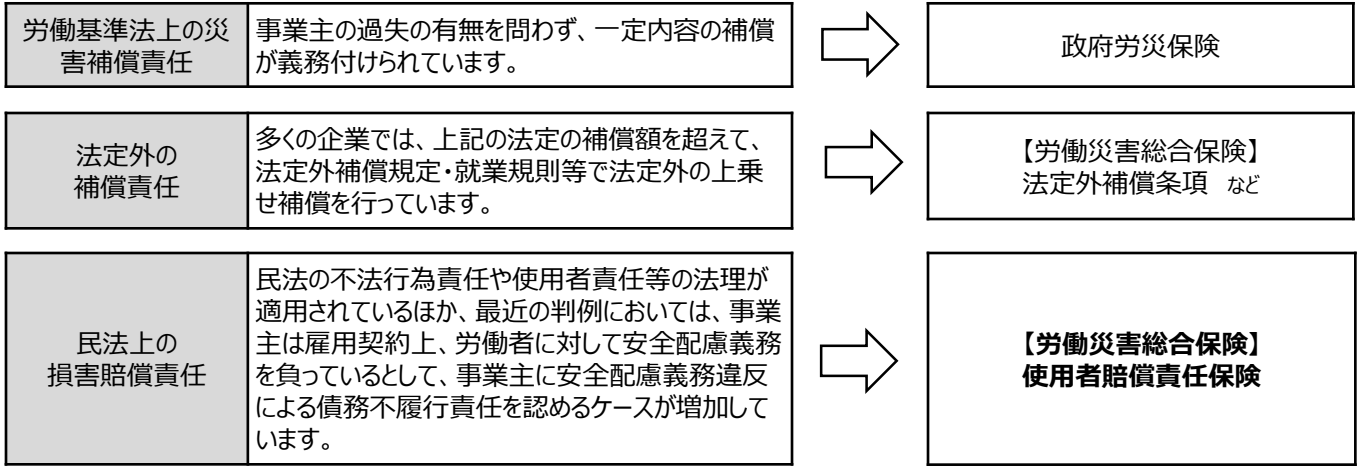
現在、既に多くの企業では、政府労災保険給付を補完するために災害補償制度を実施しています。このような災害補償制度が労働災害にかかわる紛争の解決に大きな役割を果たしていることはいうまでもありません。

しかしながら、昨今、労働災害に係わる訴訟において、1億円を超えるような高額な損害賠償の判決や和解となるケースが増えており、不測の労働災害が企業に巨額の損害をもたらすおそれが一層高まっています。

この「使用者賠償責任保険」は、自社の従業員あるいは下請会社の従業員の労働災害について、企業が法律上負担しなければならない損害賠償責任などを保険金としてお支払いすることにより、事業経営の安定に役立つ保険です。

# 1. 使用者賠償責任とは

**労働災害に関して事業主の負担する責任**  
 従業員の方が業務上の災害によって身体の障害を被った場合、  
 事業主には次の3つの責任が発生する可能性があります。



# 2. 使用者賠償責任のリスクが高まっています

## (1) 労働災害による死傷者数

<平成29年>  
 死亡者数：978人（前年比5.4%増） / 死傷者数：120,460人（前年比2.2%増）

厚生労働省発表：平成29年の死亡災害発生状況・死傷災害発生状況・重大災害発生状況



**重大災害発生件数**  
 重大災害（一時に3人以上の死傷者を発生させた災害）は、平成27年に278件発生しています。

## (2) 高額な損害賠償の判決や和解となるケースが増えています

<高額判決・和解事例> （注：同一事故の場合、最高額のみ記載）

NO.	金額	年	事故内容
1	1億9,800万円	平成20年	集中残業による脳内出血で意識障害
2	1億9,400万円	平成22年	レストラン支配人が脳過労障害
3	1億6,800万円	平成17年	ラジオ局員が過労自殺
4	1億3,500万円	平成14年	研修医がストレスによる心臓病で死亡
5	1億2,700万円	平成17年	嘱託医が過労死

資料：判例、報道機関資料、当社調べ

### (3) 過労死等の認定が増えています

<脳・心臓疾患（死亡を含む）の請求件数および認定件数>

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
請求件数	842件	784件	763件	795件	825件
認定件数	338件	306件	277件	251件	260件

厚生労働省発表：脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況



#### 過労死の認定基準の緩和

過労死による労災の認定基準について、厚生労働省は平成13年12月、勤務状態の評価期間を大幅に広げた基準を達し、適用を開始。

## 3. 使用者賠償責任保険の概要

### (1) 保険金をお支払いする損害

政府労災保険等の対象となる被保険者の被用者の労働災害について、被保険者が被災した被用者もしくはその遺族から損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償請求を負うことがあります。このような場合に被保険者が負担する損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を補償するための保険です。

例えば、次のような場合に保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償責任を負う労働災害とは…

次のような労働災害により被保険者が法律上の損害賠償責任を負うおそれがあります。

- ・漏電による災害によりケガをしたなど、建物や設備の欠陥による労働災害（工作物責任）
- ・工作機械に安全装置がついていなかったためにケガをしたなど、安全維持の配慮を欠いていたための労働災害（雇用契約上の債務不履行責任）
- ・フォークリフトの操作ミスにより、同僚を負傷させるなど、被用者の過失による労働災害（使用者責任）

### (2) 対象となる被用者

- ・補償の対象となる被用者は、原則として政府労災保険等で給付を受けることができる全被用者です。なお、アルバイト・パートタイマー等を含みます。
- ・出向者については、原則として出向先で加入しているこの保険で補償されます。出向元で補償の対象とする場合は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

### (3) お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。

#### 被災した被用者に支払うべき損害賠償金

政府労災保険等により保険給付がされた場合に限り、保険金をお支払いします。

①死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の災害補償制度により給付されるべき金額を超過する額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。

②慰謝料

法律上の損害賠償責任による慰謝料がお支払いの対象となります。政府労災保険等では慰謝料は給付の対象となっておりません。

\* 政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象になります。

↑  
損害の額  
↓

この保険の対象とする損害  
逸失利益/休業損失/慰謝料

企業の災害補償制度による補償

政府労災保険（または自動車損害賠償責任保険等）による給付

#### 賠償問題解決のために要した費用

- ①訴訟や調停となった場合に要する費用
  - ②示談交渉に要した弁護士報酬等の費用
  - ③求償権保全または行使に必要な手続を講じるために要した費用
  - ④引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用
- 事前に引受保険会社の書面による同意を必要とします。

## (4) 支払限度額・免責金額

○この保険でお支払いする保険金の支払限度額は、被用者1名および1回の災害についてそれぞれ設定します。

\* 保険期間中の総支払額に制限はありません。

○法定外補償規定等<sup>(注1)</sup>がない場合には、1回の災害あたりの免責金額<sup>(注2)</sup>を設定することができます。なお、免責金額<sup>(注2)</sup>を設定しないこともできます。免責金額<sup>(注2)</sup>を設定した場合、保険料は割引になります。

法定外補償規定等<sup>(注1)</sup>がある場合には、その補償金額の上乗せとなり、免責金額<sup>(注2)</sup>の設定はできません。

(注1) 法定外補償規定等とは、被保険者である事業主が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定をいいます。

(注2) 免責金額とは、保険金としてお支払いする1回の災害ごとの損害の額から差し引く額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

## (5) 主な割増・割引

過去の損害率による保険料割増・割引	EL割引
2年度目以降のご契約について、保険金の支払状況（損害率）により、保険料が割増または割引になる場合があります。新規のご契約については、被保険者の政府労災保険のメリット増減率によって保険料が割引になる「政府労災メリット割引」があります。	使用者賠償責任保険の契約において、労働安全衛生に関するリスクの状況を確認するため、「EL割引率算出用調査票」にご記入いただきます。その内容により保険料が割引になる場合があります。 下記「総合リスク診断評価割引」と併用することはできません。
事業規模割引	総合リスク診断評価割引
継続事業は被用者数によって保険料が割引になる場合があります。	労働安全衛生に関するチェックシートの評点に基づいて保険料が割引になる場合があります。

\* 上記以外にも割引をご用意しております。割引を適用できる条件等の詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## (6) 保険料

保険料は次の算式により計算します。

$$\boxed{\text{保険料}} = \boxed{\text{保険期間中の見込平均被用者数}} \times \boxed{\text{保険料率}}$$

保険料は、政府労災保険の「適用事業種類」等に従って決定される業種コード（以下「業種コード」といいます。）、支払限度額、保険料算出の基礎数値<sup>(注)</sup>等によって決まります。

(注) 保険料および確定保険料を算出するために必要な「平均被用者数」のことをいいます。

## (7) ご契約例・保険料例

◇法定外補償規定等の補償金額

死亡に対する法定外補償金		3,000万円
後遺障害に対する 法定外補償金	1級	3,000万円
	2級	3,000万円
	3級	3,000万円
	4級	2,400万円
	5級	2,100万円
	6級	1,800万円
	7級	1,500万円
	8級	1,200万円
	9級	900万円
	10級	600万円
	11級	300万円
	12級	150万円
	13級	90万円
	14級	60万円
休業に対する法定外補償金(1日)		2,000円

\* 上記の法定外補償規定等の補償金額は一例です。

◇使用者賠償責任保険のご契約の一例

1名あたり支払限度額	1億円
1災害あたり支払限度額	2億円

◇年間保険料例（1年あたり）

お引受内容	業種コード94（その他の各種事業）
	・被用者数 50名 ・総合リスク診断評価割引20%適用
保険料	84,670円

\* 上記の保険料は、年間保険料の一例です。実際の保険料は、補償条件、払込方法等によって異なります。

## (8) 保険金をお支払いする主な場合

補償項目	保険金をお支払いする主な場合
賠償保険金	<p>被用者が業務上の災害によって被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金<sup>(注)</sup>に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。なお、労災保険法等によって給付が決定された場合に限りです。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>損害賠償金には、政府労災保険等では給付の対象とならない慰謝料等が含まれます。</li> <li>損害賠償金は、次に掲げる金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①政府労災保険等から給付されるべき金額（特別支給金を含みません。）</li> <li>②自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業から支払われるべき金額</li> <li>③法定外補償規定等により支払われるべき金額</li> </ol> </li> </ol> <p>被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。</p>
費用保険金	<p>被用者の業務上の災害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用</li> <li>2. 引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用</li> <li>3. 引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用</li> <li>4. 権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用</li> </ol>

## (9) 保険金をお支払いしない主な場合

- 次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害については保険金を支払いません。
  - ・保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意
  - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ・核燃料物質<sup>(注1)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注1)</sup>によって汚染された物<sup>(注2)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。
  - ・被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
  - ・風土病による身体の障害
  - ・職業性疾病<sup>(注3)</sup>による身体の障害
- 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金を支払いません。
  - ・被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用
  - ・被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用
- 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。
- 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金を支払いません。

(注1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注2) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(注3) 職業性疾病とは、労働基準法施行規則に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

(例) ・粉塵(じん)による「じん肺」・著しい騒音による「耳の疾患」・タイピスト等の「手指のけいれん」  
・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」・アスベストによる「中皮腫」

\* 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

## 4. ご加入手続等

### (1) ご加入にあたっての注意事項

- この保険は社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。
- ご加入できる方は社会福祉法人愛知県社会福祉協議会を構成する事業主に限ります。
- この保険の保険期間は1年間となります。著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

保険期間：2019年4月1日午後4時より2020年4月1日午後4時までの1年間

お申込締切日：2019年3月29日(金)(加入申込票の引受保険会社到着日)

\* 途中で加入をご希望される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

保険料払込方法：2019年3月29日までに下記の口座に振り込んでください。

金融機関名：三菱UFJ銀行 支店名：愛知県庁出張所 口座番号：1039566(普通)

口座名義：役員行事傷害保険 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会

### (2) 事故が起こった場合の手続

- 災害発生時の引受保険会社へのご連絡等  
災害が発生した場合は、災害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189**

(無料)へ

- 保険金のご請求時にご提出いただく書類  
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

### (3) お問い合わせは

〈取扱代理店〉 **楽天インシュアランス** (旧 愛知福祉朝日保険サービス)

所在地：〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦2-19-6 名古屋野村証券第2ビル8階

TEL：052-221-0294 FAX：052-221-0293

〈引受保険会社〉 **三井住友海上火災保険株式会社 愛知中央支店金融法人課**

所在地：〒460-0008

愛知県名古屋市中区栄2-9-15 三井住友海上名古屋しらかわビル8階

TEL：052-223-4360 FAX：052-223-4362

**使用者賠償責任保険  
にご加入いただくお客さまへ**

**重要事項のご説明**

\* 加入依頼書への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

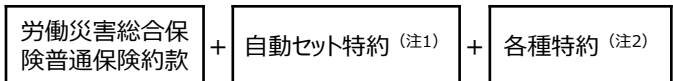
この書面では使用者賠償責任保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報等」）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。  
ご加入いただく際には、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。  
申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

**1 ご加入前におけるご確認事項**

**(1) 商品の仕組みおよび引受条件等**

**①商品の仕組み** **契約概要**



使用者賠償責任条項	←この保険の補償範囲
法定外補償条項	
政府労災保険	

(注1) 次の特約となります。

- ・労働災害総合保険特約
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

(注2) ご加入内容に応じて各種特約がセットされます。

**②補償内容**

**■被保険者** **契約概要**

加入依頼書の「法人名」欄に記載された方が被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。以下同様とします。）となります。ただし、普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

**■補償の対象**

24ページ記載の「3. 使用者賠償責任保険の概要」のとおりです。

**■保険金をお支払いする主な場合** **契約概要** **注意喚起情報**

被用者が業務上の災害によって被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害賠償金および賠償問題解決のために支出する費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、損害賠償金は次に掲げる金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。

- ①政府労災保険等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。）
- ②自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③法定外補償規定等により被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われるべき金額

被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。保険金をお支払いする条件は適用される特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

**■お支払いする保険金** **契約概要** **注意喚起情報**

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- ①被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金
  - ア. 死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の法定外補償制度により給付されるべき金額の超過額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。

イ. 法律上の損害賠償責任による慰謝料をお支払いします。政府労災保険では慰謝料は給付の対象となっておりません。政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象になります。

②賠償問題解決のために要した費用  
法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。

- ア. 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- イ. 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ウ. 被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用
- エ. 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用

\* なお、被保険者が、被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被用者に生じた損害の額、および被保険者の過失割合等によって決まります。

**■保険金をお支払いしない主な場合** **契約概要** **注意喚起情報**

27ページ記載の「(9) 保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

**③支払限度額等** **契約概要** **注意喚起情報**

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。ご加入いただく支払限度額の設定につきましては、次の点にご注意ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額につきましては、加入依頼書の「支払限度額」欄にてご確認ください。

基準となる支払限度額は以下のとおりとなり、この金額以上1万円単位で設定します。また、1回の災害についての支払限度額の上限は10億円とさせていただきます。

- ①被用者1名につき：500万円
- ②1回の災害につき：1,000万円

免責金額<sup>(注)</sup> および縮小支払割合を設定する場合は、損害の額から加入依頼書記載の免責金額<sup>(注)</sup>を差し引いた額に加入依頼書記載の縮小支払割合を乗じた金額をお支払いします。ただし、加入依頼書記載の支払限度額を限度とします。

(注) 免責金額とは、保険金としてお支払いする1回の災害ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

**④保険期間・補償の開始時期** **契約概要** **注意喚起情報**

**■保険期間**  
「(1) ご加入にあたっての注意事項」(27ページ)をご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入依頼書の「保険期間」欄にてご確認ください。



### ■補償の開始時期

始期日の午後4時（加入依頼書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領取するまでの間に生じた身体の障害に対しては保険金をお支払いしません。

## (2) 保険料

契約概要

保険料<sup>(注)</sup>は、支払限度額、業種コード、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険料<sup>(注)</sup>につきましては、加入依頼書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

## (3) 保険料の払込方法

契約概要

「(1) ご加入にあたっての注意事項」(27ページ)をご参照ください。

## (4) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 2 ご加入時におけるご注意事項

### (1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項）

注意喚起情報

申込人または被保険者には、ご加入時に加入依頼書<sup>(注)</sup>の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入依頼書<sup>(注)</sup>に記載された内容のうち、★印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入依頼書<sup>(注)</sup>の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 引受保険会社にこの保険契約のご加入の申込みをするために提出する書類をい、ご加入に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険種類、支払限度額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約等の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### (2) クーリングオフ（ご加入申込みの撤回等）

注意喚起情報

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

### (3) その他

■保険料算出（確定）のための確認資料（「保険料確定特約」をセットした契約）

「保険料確定特約」をセットすることにより、保険料が次の数値によって定められている場合は、ご加入の際に保険料を算出（確定）するために必要な賃金総額または平均被用者数についての資料を引受保険会社にご提出いただきます。

○ご加入時点で把握可能な最近の「労働保険年度（1年間）」もしくは「会計年度（1年間）」における実績数値

「保険料確定特約」の内容、セットできるご契約の範囲につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 3

## ご加入後におけるご注意事項

### (1) ご加入後にご連絡いただくべき事項（通知義務等）

注意喚起情報

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合にはあらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 加入依頼書の★印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

### (2) 解約と解約返れい金

契約概要

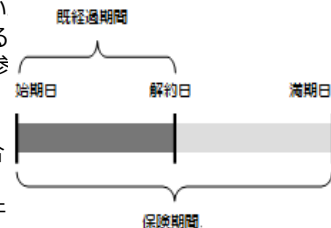
注意喚起情報

この保険契約から脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申し出ください

■保険料が賃金によって定められる場合は既経過期間（右図をご参照ください。）中に支払った賃金

総額に基づき算出した保険料、被用者数によって定められる場合は既経過期間中の平均被用者数に基づき脱退（解約）の条件によって、脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■脱退（解約）に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、脱退（解約）日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。



### (3) 失効について

注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### (4) 保険料の精算および保険料算出（確定）のための確認資料

保険料が見込の賃金総額、平均被用者数等によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります。<sup>(注)</sup> 保険料の精算の際に、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注) この保険契約から脱退（解約）される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

### (5) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### (6) 保険契約に関する調査

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

**(1) 取扱代理店の権限** 注意喚起情報

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

**(2) 保険会社破綻時等の取扱い** 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

**(3) 個人情報の取扱いについて** 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

**(4) 特約などの補償重複** 注意喚起情報

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（他の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約などの対象となる身体の障害について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や支払限度額等をご確認いただき、特約などの要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。<sup>(注)</sup>

<sup>(注)</sup> 1契約のみに特約などをセットした場合、ご契約を解約したときなどは特約などの補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約など＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
使用者賠償責任条項	・ビジネスJネクスト 使用者賠償責任補償特約 ・ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター（建設業用） 使用者賠償責任補償特約

**(5) ご加入条件について**

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

**(6) 重大事由による解除**

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体の障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

**(7) 災害が発生した場合の手続**

- ①災害にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等  
災害が発生した場合は、災害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

**三井住友海上へのご連絡は**

24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く

「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)へ

- ②保険金のご請求時にご提出いただく書類  
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

- \* 1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかそれぞれの特約で必要となる書類をご提出いただけます。
- \* 2 災害の内容、損害の額・程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
①引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
②災害の発生状況を確認できる書類	労働者死傷病報告（写）
③労災保険法等の支給請求書（写）	遺族補償年金（一時金）支給請求書、障害補償給付支給請求書、休業補償給付支給請求書
④労災保険法等の支給決定通知書（写）	労災保険法等の支給決定通知書（写）・年金証書（写）
⑤被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書	死亡診断書、死体検案書、遺族補償年金（一時金）支給請求書
⑥被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類、障害補償給付支給請求書
⑦被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書（賃金不払を証明するもの）	被保険者の休業証明書、休業補償給付支給請求書
⑧被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）	法定外補償規定（写）
⑨法定外補償条項の保険金請求の場合には、被保険者が支払ったまたは支払責任を負担した災害補償金の額を証明する書類	労働災害補償金受領書、補償金の振込伝票（控）、示談書（写）
⑩使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、損害賠償金額および費用を証明する書類	損害賠償金額および費用を証明する書類
⑪使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑫その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 （ア）保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
（イ）引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
（ウ）他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
（エ）保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証明する書類および委任した方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書
（オ）平均賃金（給付基礎日額）の算定内容を確認する書類	平均賃金算定内訳
（カ）交通事故の場合は、事故発生状況の確認のために労働基準監督署に提出された交通事故証明書（写）	交通事故証明書（写）
（キ）被用者が車両運転・操縦中の事故の場合は、運転免許・法令資格が確認できる書類	運転免許証（写）、労働安全衛生法による技能講習修了証明書（写）
（ク）通勤災害補償特約をセットした場合で、通勤災害における交通事故等、第三者の加害行為による災害の場合は、労働基準監督署に提出された第三者加害行為届（写）	第三者加害行為届（写）
（ケ）下請負人補償特約をセットした場合は、被保険者から下請負人への発注・受注を確認する書類	発注・受注の請負契約書等
（コ）災害付帯費用補償特約をセットした場合は、被保険者が負担した香典、葬儀、花輪代等の諸費用の額を確認する書類	香典、葬儀、花輪代等の費用明細等

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします。（注3）

（注1）保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

（注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

③示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者の示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う災害が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

#### この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 **楽天インシュアランス** (旧 愛知福祉朝日保険サービス)  
TEL : 052-221-0294 FAX : 052-221-0293

#### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

**「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277** (無料)

受付時間：平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00 (年末・年始は休業させていただきます。)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

#### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター**

**0570-022-808** [ナビダイヤル (有料)]

受付時間：平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

〒461-0011 名古屋市中区白壁1丁目50番地 愛知県社会福祉会館内



社会福祉  
法人

**愛知県社会福祉協議会 総務部**

TEL052-212-5500 FAX052-212-5501

#### ■取扱代理店

〒460-0003 名古屋市中区錦2-19-6 名古屋野村證券第二ビル8階  
**楽天インシュアランス** (旧 愛知福祉朝日保険サービス)  
TEL052-221-0294 FAX052-221-0293

#### ■引受保険会社

〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-15  
三井住友海上名古屋しらかわビル8階  
**三井住友海上火災保険株式会社**  
愛知中央支店 金融法人課  
TEL052-223-4360 FAX052-223-4362

使用期限：2020年4月1日 承認番号：A18-102278